

京 都 大 学 大 学 院 医 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1 専攻</p> <p>第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>医学専攻 医科学専攻 社会健康医学系専攻 人間健康科学系専攻</p> <p>2 前項の専攻は、博士課程とする。ただし、社会健康医学系専攻の前期2年の課程は、専門職学位課程とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第2 入学</p> <p>第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、研究科会議で定める。</p> <p>2 通則第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第1 専攻</p> <p>第1条 }           } (同 左)           }</p> <p><u>京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>第2 入学</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 通則第36条の2第1項ただし書<u>及び第2項</u>の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>